(一社) 大阪電業協会 会員企業 各位

> (一社) 大阪電業協会 専務理事

## 新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する特別対応の延長について

拝啓 平素は、協会事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、大阪府内を始め近畿圏では、新型コロナウィルス変異株による感染症が急拡大し、協会事業活動も中止せざる得ない状況が続いており、会員企業の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしております。

今般、大阪府において緊急事態宣言が5月末まで延長されることになり、各団体等に「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、引き続きテレワークをより推進するよう協力要請がございました。これを受け、大阪電業協会事務局におきましても、下記のとおり特別対応期間を延長いたしたく存じます。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

会員企業の皆さまにおかれましても、ご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、 感染症の予防策の徹底を引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事業継続要員の交代出勤制とテレワーク制の導入 専務理事、事務局長を事業継続要員とし、日単位で交代勤務とします。 他の職員についても交代制としますが、可能なかぎり出勤自粛とします。 (感染症罹患者発生による協会事務局の機能不全回避措置) メールマガジン等在宅対応可能な業務は、テレワークに移行します。 但し、延期が難しく不可欠な業務については、当該時間帯のみ出勤とします。

2. 時差出勤制の導入

出勤時刻を9:00から10:00、退社時刻を17:00から16:00に変更します。 (通勤リスクの軽減措置)

9:00~10:00、16:00~17:00の間は事業継続要員1名が対応いたします。

3. 特別対応期間

【当初】4月19日~5月5日

【延長】 ~5月31日まで延長

経過後、継続の是非を判断します。